

見直し課題の検討（見直しの論点）

論点1 財務書類情報の活用

○施設使用料については、原則、使用料算定の対象経費（原価）に利用者負担割合を乗じて算定している。これまで、利用者負担割合については、平成17年度の設定以来見直しは行ってきていない。

新地方公会計制度による財務諸表により、退職手当引当金等を含めたフルコストによる検証が可能となり、行政コスト計算書においてはコストと収入対比の明確化が図られることから、財務書類情報の活用により利用者負担割合についての再検証に資するものと考えられる。

⇒先進市では、施設別行政コスト計算書を活用し、コストの算出、使用料等の算定、現行使用料等の評価、今後の取組方針を策定している。

⇒公会計における施設別コスト計算書には、現行の市の使用料算定で使用している施設別コスト計算書には含まれていない退職手当引当金等も算入されている。

⇒施設別コスト計算によりコストと収入の対比⇒税外負担金の割合（受益者負担の割合）が算出可能となるが、同じ性質別負担割合の施設でもどれくらいのばらつきがあるかは算定してみないとわからない。

論点2 今後の使用料算定の際の減価償却費について

○整備した固定資産台帳で計算された減価償却費と現行の使用料算定に使用している減価償却費が異なるため、耐用年数到来後の扱いも含め、今後の算定方法について考え方を整理する必要がある。

⇒固定資産台帳の減価償却費は建設費から国・都の補助金を差し引いていないため、原価が上がる要素を含んでいる。

⇒耐用年数到来後の減価償却費を0とすると、施設使用料を下げる要素となるが、施設使用料はそれ以外の原価の増減も影響するため、一概に使用料の額が下がるかどうかは算定してみないとわからない。

論点3 現行の改定基準の再評価

○従来からの使用料・手数料に関わる受益者負担の適正化に当たっては、当該施設の維持管理経費や人件費といった当該サービスに要する経費等を算出して受益者負担額を算出してきた。

⇒行政コスト計算書等の作成により、退職手当引当金等を含めたフルコストを把握することが可能となることから、料金改定に当たっては受益者負担額を設定するための基礎資料の一つとして活用を検討する。